

検地帳の分析と階層構成の型

——十七世紀末期備後国芦田郡を事例として——

原田 誠 司

一

これまで筆者（原田）は、備後国芦田郡域における元禄十三年（一七〇〇）の検地帳を素材として、元禄期の村落構造をほぼ一郡規模にわたって明らかにしてきた。⁽²⁾ 芦田郡域一八カ村の村々の分析を行ない、村落のおかれた社会経済的諸条件等、村そのものの型と階層構成の型との関連に留意しながら、課題の解明に努めてきた。

小稿では、これまでの経緯を踏まえて、やや視覚を変えて、この一八カ村にみられる階層構成の型は、いかなる村落の型と対応しているか、についてさらなる検討を加えるものである。検地帳の分析に関わって作成した数々の図表の揭示は、註(1)(2)に掲げた計三編の論文に基本的な譲ることとし、ここでは簡明な図表のみ提示し（表1・2、図1、図1a、図2a、図2、図3）、ひたすら平明な分析に結果するように努めたい。⁽³⁾

二

まず、横軸に元禄十三年における各村々の田地率をとり（表2参照）、縦軸に持高五石以上一五石未満層の保有石高比（表1C欄の値）をとって、散布図として表してみよう（図1参照、なお縦軸は小百姓・平百姓の保有

石高比としてある。また、表1にみられる村々の番号を以下の図等に付加した。以下同様。

明らかに、田地率と小百姓・平百姓の保有石高比との間には、相関関係はほとんど認められない。

しかのみならず、表1における村番号1〜10の村々（総じて山間部村落）と11〜18の村々（平坦部村落）は、階層構成において対照的であったが、図1では8（久佐村）と18（目崎村）、あるいは7（本山村）と12（町村）のように、隣り合っている組もみられ、ここからも、田地率の大小は、村落構成の型とまったく無関係とみられるのである。

もう少し、小百姓・平百姓の範囲を広くとってみよう。すなわち、持高三石以上五石未満のものも加えて考えてみたい。つまり、横軸は図1と同様であるが、縦軸は持高三石以上一五石未満層の保有石高比（表1C欄+D欄の値、なお縦軸は小百姓・平百姓全体の保有石高比としてある）をとって、同じく散布図として掲げてみた（図1a参照、但し、ここでは傾向をみるのが重要であるから、村番号は併記していない）。

ここでも同様に、両者の間に一次式でいう線形関係は認めがたく、相関関係はやはり認められないのである（相関の程度を示す相関係数 r については後述。但し、 r の説明には数式を要するため、その箇所のみ横書きとした。ちなみに、図1における r は 0.2731 、図1aにおける r は 0.3879 ）⁽⁴⁾。

ここでの結論として、田地率と小百姓・平百姓の構成的比重との間にほとんど相関はない、とみてよいのである。

三

それでは、村落構成の型を規定しうるものに何があったのであろうか。

ここで、各村々における平均斗代(表2の概し斗代のこと)と高一〇〇石当たりの持高三石以上一五石未満の実員数(表1c欄の値)との関連を、同じく散布図として表してみよう(図2a参照、なお縦軸は高一〇〇石当たりの小百姓・平百姓の数、としてある)。

この図からは弱いながらも、逆比例の関係がみてとれる。そこで、相関係数をみてみよう。rはマイナス〇・四八五一九となり、負の相関があるとみてよい。つまり、逆比例の関係にあるのである。もっとも、相関係数は、因果関係と異なるが、この場合、村々の平均斗代は、歴史的にも論理的にも、小百姓・平百姓の構成的比重に先行するから、村々の田畠における生産力の大小に逆比例して、小百姓・平百姓の構成的比重は高まるとみてよいのである。

この点は重大である。もっとも、元禄期という歴史的段階を踏まえれば、初期の土豪百姓が性格転換を行ない、引き続き大百姓として存在しかつ勢力を増大させたために、小百姓・平百姓の構成的比重が相対的に低くなった場合もあるであろう。また、生産力の発展にしたがって、百姓間に分解がおこり、新たな大百姓の出現に対応して、同じく小百姓・平百姓の構成的比重が低くなったとも考えられるところである。

しかし、往年の「小農自立」論⁵⁾に従えば、生産力の発展にしたがって、譜代下人や家父長制的大家族のもとにある分家百姓が「自立」し、「小農」構成中心の階層構成に転換する、と考えられてきたはずである。

ところが、図2aの指し示す事態は、これらの点と齟齬しているのである。

さて、図2aでは、傾向をみるために村番号を併記しなかったが、これらを併記すると、みごとに、この一八カ村は二つのグループに分かれる(図2参照)。しかもそれが、山間部村落(1~10)と平坦部村落(11~18)に合致しているのである。さらに、山間部村落の方が、小百姓・平百姓の構成的比重が高いことも明瞭に示して

いる(高一〇〇石当たり的小百姓・平百姓の数が相対的に多い)。また、図2では横軸に平均斗代をとっているが、山間部村落の方が、相対的に「村柄」が平坦部村落よりも、劣っているのは表1に明らかである。この点も、田畠における生産力の大小に逆比例して、小百姓・平百姓の構成的比重が高まる事象を補強している。まさに、村落の置かれた社会経済的諸条件に規定されて、階層構成が定まっているのである。

四

最後に、時間的に遡ってこの関係が成立しうるかいなか、考察してみよう。分析対象とした一八カ村全体にわたって、本来の成立時期がほぼ正保四年(一六四七)である「坪地詰帳」が⁽⁶⁾残存していれば、相互比較分析を果たせてよいのだが、残存しているのは二カ村(久佐村と目崎村)に過ぎない。⁽⁷⁾

そこで、時期的には、むしろ正保期ほど遡らないが、貞享二年(一六八五)頃の役家数からこの問題を考えてみたい。同じ時期の村高も判明するから、貞享期における高一〇〇石当たりの役家数をX値として、それを横軸にとり、縦軸には元禄十三年段階における高一〇〇石当たりの持高三石以上一五石未満の実員数(表1c欄参照)をとって、散布図としてみた(図3参照)。

ここでは、明瞭に正の相関がみてとれる。実際rは〇・六二七一五となり、「かなり正の相関がある」のは間違いない。それだけではない。図中点線で示したところで、この一八カ村はみごとに二分されている。右上のグループが村番号1〜10と山間部村落から構成されており、やや左下に11〜18と平坦部村落がグループを構成している。

以前、X値と正保期村落における階層構成との関係をみたことがあるが、⁽⁹⁾そこでもX値の大小と小百姓・平百

姓の構成的比重の大小には正比例の関係があった。

前回の分析は正保期村落と貞享期の役家数との関連をみたものであったが、今回は、貞享期の役家数と元禄期村落との分析である。これが右記したように、正の相関がある、ということは、少なくとも、階層構成の型は、元禄検地以前、貞享期に遡ることとなり、先の関係を踏まえれば、正保期に遡る可能性も存在するのである。¹⁰⁾

ともあれ、元禄期村落をほぼ一郡規模で分析したとき、村落の置かれた社会経済的諸条件に規定されて、階層構成の型が定まっていること、これが元禄期固有の事象ではなく、少なくとも、貞享期に遡ることを明瞭に示すことができたのは、貴重な事例研究と考える。

しかも、抽象度の高い図表を用いて、分析した方法そのものにも固有の意義があると考ええる。

以上、簡潔な分析ながら、平明な結果を得るに至ったことを銘記して、擱筆することにした。

表1 X値と村落構成

番号	村名	村高	X値	A				a		b		c		村柄
				30石以上層 保有石高比	15石～30石層 保有石高比	5石～15石層 保有石高比	3石～5石層 保有石高比	5石～15石層 実員数	3石～5石層 実員数	100(a+b) 村高				
1	行騰	453,226	4.0	0	0	65.2	25.4	41	29	15.4			下々地	
2	上山	438,786	4.9	0	7.3	58.7	25.6	34	28	14.1			下地	
3	上栗	1044,050	3.8	0	16.1	65.5	11.8	80	32	10.7			中地	
4	阿字	604,345	3.7	0	11.5	58.3	15.4	48	23	11.7			中地	
5	木野山	599,287	3.4	0	6.3	66.2	17.9	48	27	12.5			中地	
6	荒本	455,268	4.0	0	7.5	57.2	18.3	33	22	12.1			下々地	
7	山佐	359,960	4.8	0	4.5	43.6	44.3	21	40	16.9			下地	
8	久河	403,396	4.2	0	7.8	33.7	34.6	18	35	13.1			下地	
9	面生	226,429	7.6	0	8.2	19.0	28.7	7	18	11.0			下地	
10	土生	416,546	3.5	0	20.0	48.2	17.4	28	18	11.0			上地	
11	父町	481,514	2.8	16.1	4.3	62.7	11.8	38	14	10.8			上地	
12	高木	522,201	2.0	16.4	22.1	44.6	9.7	30	14	8.4			上地	
13	中須	959,674	1.9	18.4	26.9	38.4	8.7	44	21	6.8			中地	
14	広谷	841,224	1.8	14.0	13.1	50.2	11.9	48	25	8.7			中地	
15	府川	824,069	1.8	18.8	12.7	47.1	13.5	47	27	9.0			上地	
16	出口	421,318	1.9	8.5	30.4	42.0	8.1	23	9	7.6			上地	
17	目崎	410,381	1.0	0	16.4	49.7	16.6	24	16	9.7			上地	
18		320,415	2.3	11.0	28.8	32.8	11.7	13	9	6.9			上地	

1 X値: 貞享期における高100石当たりの役屋数。
 2 各村の構成: 元禄13年「梅地帳」の分析による。
 3 村柄: 元禄13年梅地帳段階のもの。『福山市史』第114表による。

表2 田・畠・屋敷の比率

	(正保)			4)	元禄			13	B/α
	田	積畠	屋敷		面田	積畠	屋敷		
行藤	56.1%	43.2%	0.7%	0.992	53.3%	44.6%	2.1%	1.016	1.024
上山	25.6%	73.9%	0.5%	0.709	24.1%	73.5%	2.4%	0.774	1.092
栗柄	57.4%	41.9%	0.7%	1.047	47.7%	50.0%	2.3%	0.968	0.925
阿木	65.5%	33.8%	0.7%	1.081	55.4%	42.0%	2.6%	1.089	1.007
野山	62.0%	37.3%	0.7%	0.965	53.4%	44.0%	2.6%	0.981	1.017
荒谷	37.6%	61.9%	0.5%	0.707	28.4%	69.1%	2.5%	0.725	1.025
山佐	61.9%	37.6%	0.5%	0.738	56.8%	40.4%	2.8%	0.802	1.087
本久	54.2%	44.9%	0.9%	1.016	41.0%	56.5%	2.5%	0.934	0.919
河生	14.7%	84.4%	0.9%	0.609	8.0%	90.2%	1.8%	0.486	0.798
土面	26.7%	72.7%	0.6%	0.699	21.7%	75.9%	2.4%	0.772	1.104
父石	62.3%	37.1%	0.6%	1.274	50.7%	46.3%	3.0%	1.300	1.020
町高	63.9%	35.1%	1.0%	1.399	57.0%	39.1%	3.9%	1.410	1.008
中須	57.8%	41.7%	0.5%	0.928	56.6%	41.0%	2.4%	0.987	1.064
谷川	48.1%	51.4%	0.5%	0.951	47.8%	49.4%	2.8%	1.028	1.081
府口	71.0%	28.6%	0.4%	0.959	69.5%	28.2%	2.3%	1.024	1.068
出口	73.8%	25.7%	0.5%	1.424	68.3%	29.3%	2.4%	1.498	1.052
目崎	43.0%	56.5%	0.5%	1.469	35.8%	60.4%	3.8%	1.374	0.935
	44.8%	54.7%	0.5%	1.090	38.9%	58.7%	2.4%	1.134	1.040

1 (正保4年)分:「芦田郡本帳古検畝書出帳」による。
 2 元禄13年分:各村「検地帳」による。

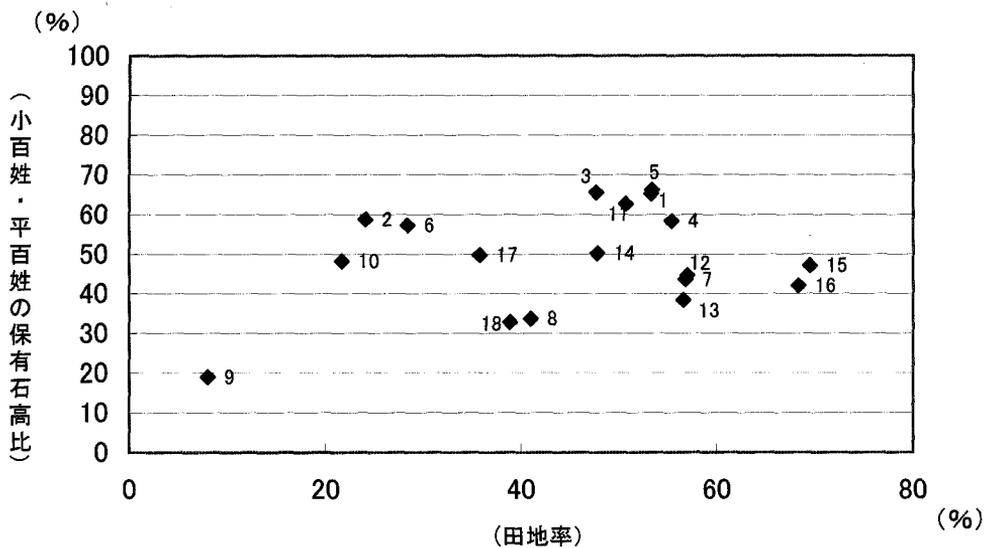


図1 田地率と小百姓・平百姓の保有石高比
 注) 番号は表1の村の番号を指す。
 以下同じ。

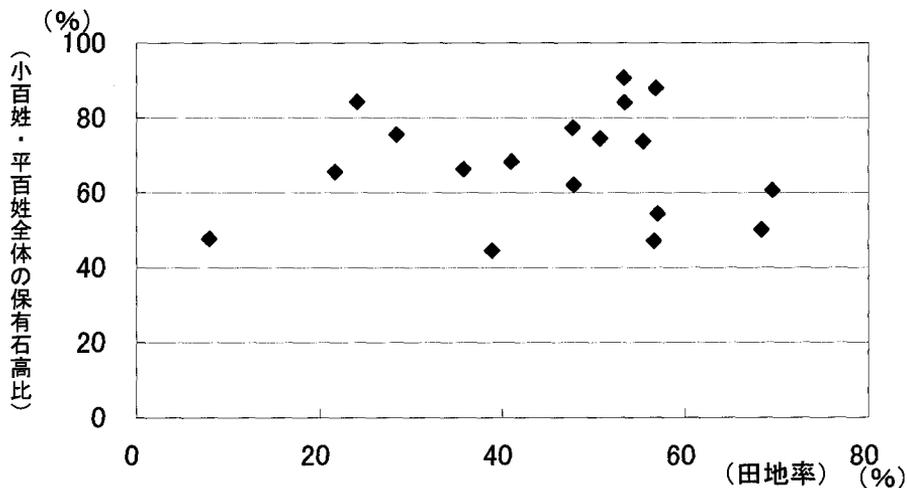


図1α 田地率と小百姓・平百姓全体の保有石高比

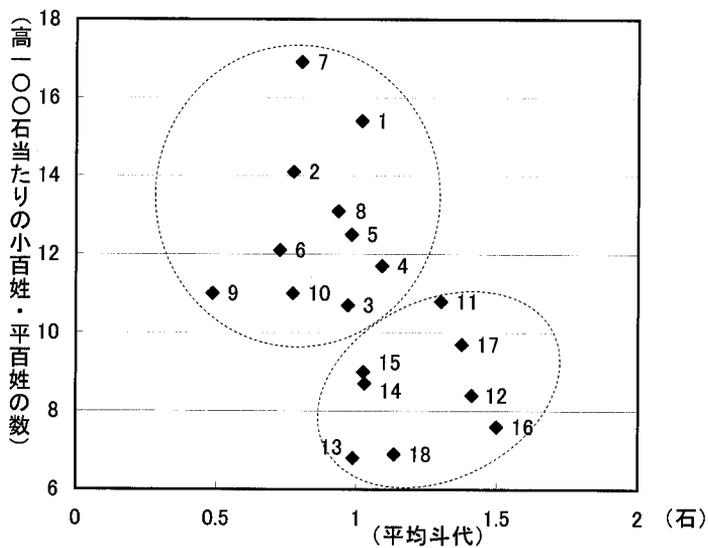


図2 平均斗代と高100石当たりの小百姓・平百姓の数

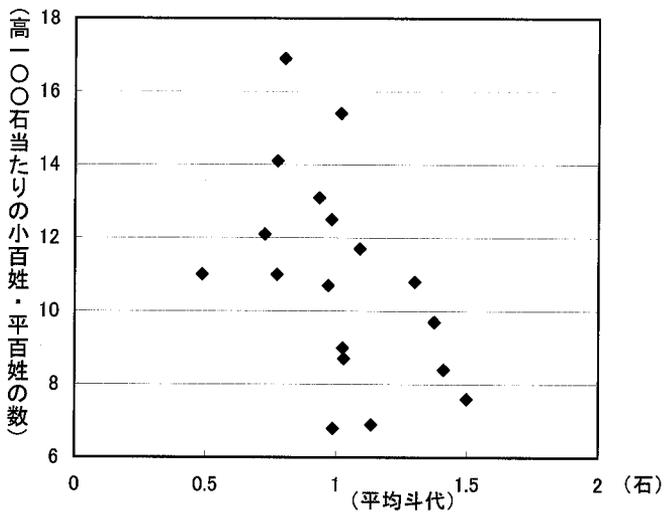


図2α 平均斗代と高100石当たりの小百姓・平百姓の数

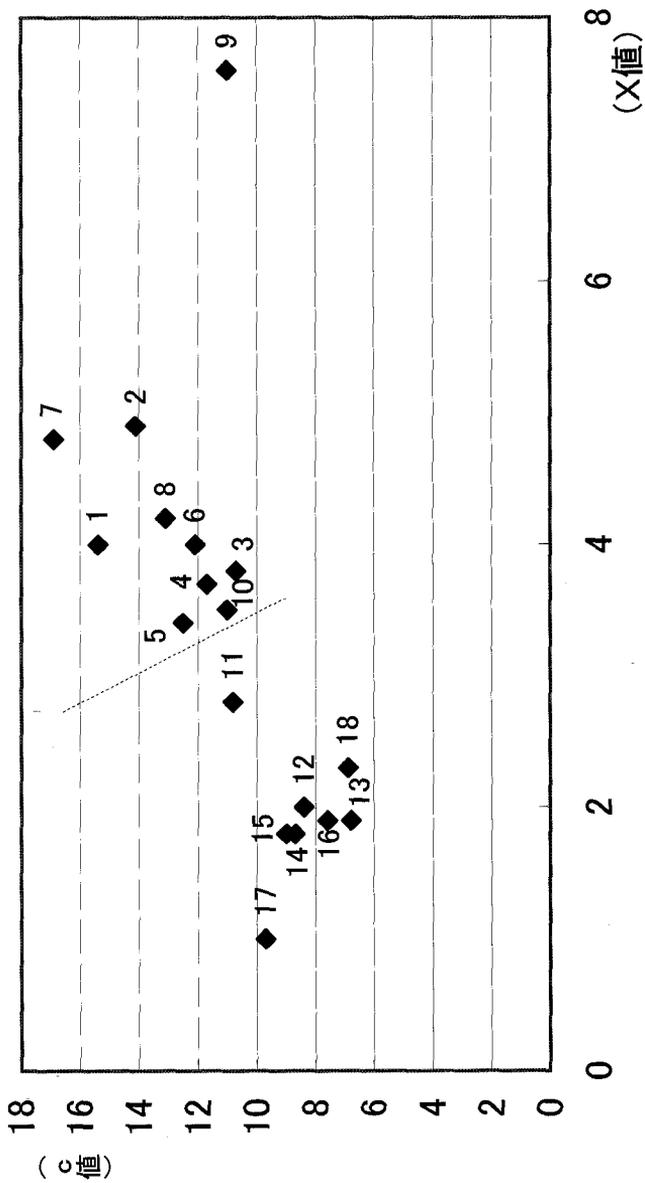


図3 X値とc値

注) X: 貞享期における高100石当たりの役家数。

c: 表1のc欄の値のこと

補注

以下は、初等統計学の書物にしたがってまとめたものである。

2つの変量 x, y の相関関係の度合いを見たものが相関係数 r である。

N 個の変量 x, y の値の組を

$$(x_1, y_1), (x_2, y_2), \dots (x_i, y_i), \dots (x_n, y_n)$$

とし、 x, y おおのこの平均値を \bar{x}, \bar{y} とすれば、相関係数 r は次式で定義される。

$$r = \frac{\sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})(y_i - \bar{y})}{\sqrt{\sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2} \sqrt{\sum_{i=1}^n (y_i - \bar{y})^2}} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

このとき、 $\bar{x} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^n x_i$, $\bar{y} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^n y_i$ であり、

また $\sum_{i=1}^n x_i$ などを単に Σx_i と表記することとし、また $1 = \frac{N}{N}$ であることを利用して、 $\textcircled{1}$ の両辺に 1 を掛けて整理すれば、

$$r = \frac{N \Sigma x_i y_i - (\Sigma x_i)(\Sigma y_i)}{\sqrt{[N \Sigma x_i^2 - (\Sigma x_i)^2] [N \Sigma y_i^2 - (\Sigma y_i)^2]}} \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

となる。ここで $\textcircled{1}$ 式の代数的性格から、

$-1 \leq r \leq 1$ が得られる。2つの変量 x, y の間に、 $r = -1$ が認められれば、強い負の相関が看取され、 $r = 1$ のとき強い正の相関が看取される。また $r = 0$ のとき、無相関とみてとれる。(ただし、 x と y との間に一次式の関係でいう相関はない、というのが厳密である)

この相関係数 r の意味するところは、絶対値を r とすれば、

- $0 \leq r \leq 0.2 \iff$ ほとんど相関がない
- $0.2 \leq r \leq 0.4 \iff$ やや相関がある
- $0.4 \leq r \leq 0.7 \iff$ かなり相関がある
- $0.7 \leq r \leq 1 \iff$ 強い相関がある

とみる(勿論、 $r > 0$ のとき正の相関、 $r < 0$ のとき負の相関である) のが一般的である。

- (1) 分析対象たる検地帳は、たとえば行藤村を例とすれば、元禄十三年五月「備後国芦田郡行藤村御検地水帳」が史料名であり、広島大学附属図書館蔵『中国五県土地・租税資料文庫』に収載されている。但し、木野山村分は府中市役所蔵のものである。なお、現在『中国五県土地・租税資料文庫』の個々の史料は広島大学デジタルミュージアム/デジタル郷土図書館にて順次ネット上において公開されている。また、元禄十三年(一七〇〇)各村「検地帳」の分析は、「元禄十三年各村名寄せ表」として纏められたものを利用している。同表は、『府中市史』史料編Ⅱ近世編上(府中市役所、一九八八年)に付表として掲載されている。この間の細かな事情については拙稿「検地帳における屋敷持と無屋敷登録人―十七世紀末期備後国芦田郡を中心として―」(『兵庫教育大学研究紀要』第三二巻、二〇〇八年二月)参照のこと。なお、実際の検地は前年に行なわれた。
- (2) 前註(1)拙稿。拙稿「元禄検地帳における「分附」と「家抱」―十七世紀末期備後国芦田郡を中心として―」(投稿中)、同「元禄期の村落構造―備後国芦田郡を中心として―」(投稿中)。
- (3) 表や図の典拠史料について補足しておこう。表1にみえるX値すなわち高一〇〇〇石当たりの役家数は、次の二点の史料により、算出したもの。貞享二年「御代官口村々家並帳」(粟根・窪田家文書、『府中市史』史料編Ⅱ「一九八八年」七二―八二頁)。(貞享二年・仮題)「福山藩領村々石高・出人控」(鶴飼・有馬家文書、『府中市史』史料編Ⅱ「一九八八年」一一〇―一九頁)。同じく表1にみえる「村柄」は元禄十二年十二月「備後国福山御領御検地石盛窺帳」(岡山大学附属図書館蔵『池田家文庫』収載)が原拠史料であるが、ここでは「福山市史」中巻に収められた第一一四表に拠っている。表2の典拠の一つ、「芦田郡本帳古検畝書出帳」は広島大学附属図書館蔵『中国五県土地・租税資料文庫』に収載されたものである。但し、ここでの数値は表面上、寛文十一年(一六七一)のものとなるが、多くの村の場合、実質的には正保四年(一六四七)のものである。この間の事情については、拙稿「福山藩領寛文十一年坪地詰帳の成立事情」(『芸備地方史研究』一七三号、一九九〇年)参照のこと。
- (4) rの値が、〇・二以上あるからといって、「やや相関がある」と必ず主張できるわけではない。散布図の在り方も重要なのである。
- (5) 安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提」(『歴史学研究』一六三・一六四、一九五三年、のち同『日本封建社会成立史論』上、に収録)。同「太閤検地の歴史的意義」(『歴史学研究』一六七、一九五四年、のち一部補訂の上、同『幕藩体制社会の成立と構造』に収録)。宮川満『太閤検地論』第Ⅱ部(御茶の水書房、一九五七年)特に第一章―第三章。佐々木潤之介「近世農村の成

- 立」(旧岩波講座『日本歴史』一〇 近世² 岩波書店、一九六三年)など。
- (6) 拙稿「福山藩領寛文十一年坪地詰帳の成立事情」(前出)参照。
- (7) 別稿「元禄検地帳における「分附」と「家抱」——十七世紀末期備後国芦田郡を中心として」(投稿中)参照。ここでは、具体的に久佐村と目崎村の分析を果たしている。
- (8) 前註(3)に掲げた二つの史料。
- (9) 拙稿「近世前期村落の諸類型——福山藩領を中心にして——」(『史学研究』一九三号、一九九一年)。なお、そこで分析した村々は、福山藩領全域から一・二カ村を抽出したもの。今回の分析と芦田郡久佐村・同郡目崎村は重なる。
- (10) 註(7)拙稿では、僅か二カ村の事例分析(久佐村・目崎村)ではあったが、本文で述べた可能性を裏書きするものであった。